

東日本大震災への対応 ～首相官邸災害対策ページ～

[▲ トップページへ](#)[トップ](#) > [首相官邸災害対策ページ](#) > 福島県内の校庭利用の暫定的な目安について

福島県内の校庭利用の暫定的な目安について

文部科学省は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえ、学校の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安を年間20ミリシーベルト以下とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切である旨を、福島県知事や福島県教育委員会等に通知しました。

放射線量が毎時3.8マイクロシーベルト以上の学校では、当面、校庭等での活動を1日あたり1時間程度にするなど、児童生徒等の屋外活動をなるべく制限することが適当です。さらに、児童生徒の皆さんは、以下に気を付けてください。

- 1) 屋外活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- 2) 土や砂を口に入れないように注意する。
- 3) 土や砂が口に入ったら、よくうがいをする。
- 4) 登校時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- 5) 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。

なお、4月14日の文部科学省による調査では○印のある13校がこの数値以上でした（中学校は高さ1mの、それ以外の学校等は高さ50cmの数値を測定値として採用）。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/04/19/1305187_0414.pdf

それ以外の学校では、平常通り校舎や校庭等を使って差し支えありません。また、放射線量が毎時3.8マイクロシーベルト以上の13校についても、今後の調査で3.8マイクロシーベルトを下回る数値であることが確認されれば、放射線量が十分低下したものと、校舎や校庭等の利用を平常通りに戻します。

国は福島県と連携して、継続的にモニタリング調査を行っていきます。

くわしくは 福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm

[[災害対策のページに戻る](#)]